

社会福祉法人隆栄会 理事及び監事、評議員の旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆栄会の役員（理事及び監事、評議員）が業務のため、監査及び役員会に出席するために支給する旅費に関する事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 当日の旅費は、会議一回の出席につき10,000円とする。

(実施)

第3条 この規程は、平成29年6月20日より実施する。